

【会 費 規 定】

第1条 CF工法協会(以下「本会」という)規約第7条に定める会員の入会金及び年会費の取扱いについては、この規定を適用する。

第2条 入会金及び年会費は以下の種別とする。

(1)正会員入会金及び年会費

第3条 正会員の入会金及び年会費は、次の定めるところによる。

(1)正会員 入会金 30,000円

年会費 36,000円

(2)地震、津波などの自然災害及びその他災害による被災者で、著しく会費の支払いが困難と認められる者は、運営委員会の承認を得て会費の免除を行うことができる。

第4条 (1)年会費は原則として1年分を一括納入するものとし、その期限は3月31日とする。

(2)本会会長は、会員の入会金及び年会費について、必要と判断した場合は、納入の猶予または減免することができる。

第5条 正会員が年度途中で退会した時であっても、入会金及び年会費の返還請求はできないものとする。

第6条 入会金及び年会費の納入は、本会が指定する金融機関に会員が振り込んで支払うこととし、振込手数料は振込人の負担とする。

なお、振り込まれた入会金及び年会費については、領収書の発行は行わないものとする。

第7条 入会金及び年会費の金額は、総会の議決により変更できるものとする。